

長生村の休日部活動地域展開(移行)

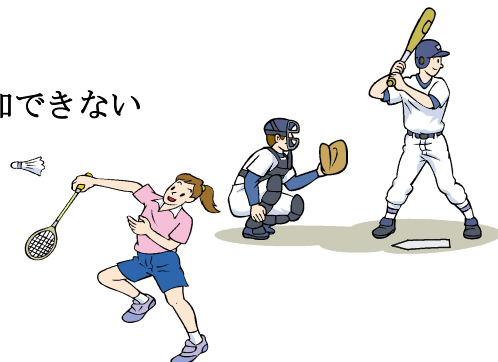
令和8年4月

1 部活動の地域展開(移行)・地域連携とは？

令和7年12月に文部科学省から「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が出され、令和8年度から令和13年度までの6年間で改革実行期間と設定された。**地域展開(移行)**とは、「生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること」、**地域連携**とは、「学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること」と定義された。スポーツ団体が行う活動に展開していくことで、子どもたちが多様な活動を体験できる機会と少子化の中でも将来にわたり活動を継続して取り組むことができる環境の整備を進めるものです。

2 なぜ、部活動の地域展開(移行)をするのか？

- (1) 少子化に伴い、学校部活動が成り立たない
 - ・チーム練習ができない
 - ・チームや団体として大会、コンクールに参加できない
- (2) 生徒や保護者の要望
 - ・学校にやりたい部活動がない
 - ・専門的な指導を受けたい
- (3) 教員の負担
 - ・未経験の種目を指導する
 - ・休日に部活動を指導する



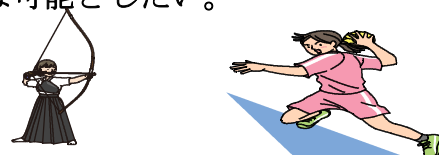
3 長生村の地域展開(移行)の今後の計画

令和8年度	令和9年度	令和10年度以降
・休日部活動地域展開(移行)準備期間 ・運営団体、指導者募集開始 ・平日、休日とも学校部活動として実施	・運営団体、指導者が決定した種目から随時、休日部活動の地域クラブでの活動開始 ・運営団体等が決定した種目以外の部活動は平日、休日とも学校部活動として実施	・運営団体、指導者が決定した種目から随時、休日部活動の地域クラブでの活動開始 ・運営団体、指導者が決定した種目以外は、休日の部活動の実施はしない ・改革実行期間の令和13年度までは運営団体、指導者を継続して募集

※令和10年度以降は、運営団体等が決定した種目以外の部活動は、休日部活動は実施しないが、大会要項(小中体連主催を基本)に照らし合わせ、学校顧問の引率でも可能な場合は教育委員会の許可を得て、大会への参加は可能としたい。

4 部活動と地域クラブ活動の違い

- (1) 地域クラブ活動に移行した部活動の活動例



	平日					休日	
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
部活動	×休み	○実施	○実施	○実施	○実施	どちらか1日実施	
指導者	部活動顧問					地域クラブ指導者	
活動場所	中学校					地域クラブ活動場所	
参加費	無料					受益者負担	
けが等の保険	学校加入のスポーツ振興センターを適用					スポーツ振興センターは使用できないので、各団体で保険に加入(指導者も含む)	

(2) 休日の部活動を地域クラブ活動することによる懸案事項とメリット

	懸案事項	メリット
学校部活動	・団体種目は、部員不足で大会等に出られないことがある。 ・生徒がやりたい部活動が設置されていないことがある。 ・専門性を有しない顧問が担当していることがある。	・教員の働き方改革への対応ができる。 ・部活動以外でも、生徒に寄り添うことができる。(相談等)
地域クラブ活動	 ・運営団体や指導者が見つからない。 ・選手登録や集金業務等の事務処理が大変である。種目によって、大会参加のための登録義務があり、二重登録になることがある。 ・指導者が勝利至上主義に陥ることがあり、指導に偏りが生じ、生徒、保護者との関係性が崩れることがある。	・生徒がやりたい部活動が地域クラブ活動にあれば参加できる。 ・専門的な指導を受けることができる。 

5 長生村部活動地域展開（移行）Q & A



Q	休日の地域クラブ活動で、学校外での活動の際は、どのような移動方法が考えられますか。
A	基本的には、学校部活動の時と同じ移動方法を考えています。 自転車 による移動や 保護者の車による送迎（他の家庭の生徒は乗せない） 、 公共の交通機関 を利用した移動を考えています。
Q	地域クラブ活動内で何か問題が起きた時、誰に相談すればよいですか。その場合、どこに（誰に）責任があることになりますか。ケースごと（生徒間の人間関係、けが、指導者のハラスメント等）に教えてください。
A	地域クラブ活動内におけるトラブルについては、いずれのケースにつきましても、クラブの指導者と運営団体を中心となって問題解決を図ることになります。責任につきましても、学校部活動内における問題の責任は学校となりますが、 地域クラブ活動内における問題の責任は運営団体となります。
Q	休日の部活動に携わりたい顧問の先生は、部活動の地域展開（移行）を進めるとどうなりますか。
A	休日の地域クラブ活動の指導を希望する教員につきましては、 兼職兼業届 を教育委員会へ提出することにより、休日の地域クラブ活動の指導者として指導に携わることができます。
Q	平日の学校部活動は誰が教えますか。
A	これまで通り、 学校の教員（顧問） が担当します。顧問と地域クラブの指導者との間で、練習メニューを相互で共有するなど、極力一貫した指導が行えるよう工夫してまいります。
Q	休日のクラブ指導者が見つからず、学校の顧問も休日の指導を希望しない場合は、廃部もあり得ますか。
A	平日の学校部活動は存続します ので、部員の大幅な減少がない限り、部の廃部はないと考えられます。

